

2014年11月吉日
大阪大学文化会運営委員会

大阪大学文化会機関誌『座標』新入生歓迎サークル紹介号
広告掲載についてのお願いの件

拝啓 寒さもひときわ身にしむ今日この頃、皆様方におかれましてはますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、大阪大学文化会では昨年に引き続き、文化会機関誌『座標』新入生歓迎サークル紹介号を発刊することとなりました。

大阪大学文化会は、大阪大学における文化系サークルの活動を支援しており、今年度も活発な活動を行って参りました。来たる4月には新入生を迎え、大阪大学での様々な文化活動の一層の発展のため、従来以上に活動を行ってゆく所存でございます。

『座標』は、文化会のこのような活動の一環として、新入生に文化会加盟サークルを紹介し、その新入生勧誘活動を支えるとともに、サークル活動の研究発表の場として活用されております。

この『座標』は、大阪大学に全国から集まった全新生およびその保護者、そして文化会加盟サークルに無料配布致します。つきましては、『座標』への広告掲載によるご支援を賜りたくご案内申し上げた次第でございます。尚、体裁や広告料は下記のようになっております。主旨をご理解の上、ぜひご協力下さいますようよろしくお願い申し上げます。

敬具

記

大阪大学文化会機関誌『座標』新入生歓迎サークル紹介号

体裁 B5判 88ページ(予定)
発行部数 4000部
配布対象 新入生とその保護者及び文化会加盟サークル
掲載仕様・条件 右記広告掲載約款に従います
広告料金

		横(mm)縦(mm)				
①	②	①	1/3×1/6ページ	54	40	¥3,000
③	④	②	2/3×1/6ページ	108	40	¥5,000
		③	1/3×1/3ページ	54	80	¥5,000
		④	2/3×1/3ページ	108	80	¥8,000
		⑤	1/3ページ	162	80	¥12,000
		⑥	1/2ページ	162	120	¥17,000
		⑦	1ページ	162	240	¥32,000

⑤

お問い合わせ先 大阪大学文化会運営委員会
〒560-0043

大阪府豊中市待兼山町1-10 TEL (06)6841-6025
大阪大学内明道館BOX8 E-mail bunkakai@gmail.com

本契約は、大阪大学文化会機関誌『座標』新入生歓迎サークル紹介号に掲載する広告に関する契約であり、条件及び内容は以下の通りとします。

(本契約の効力)

第1条 この契約は、大阪大学文化会機関誌『座標』新入生歓迎サークル紹介号（以下、『座標』と略します）に広告を出す者（以下、「甲」と称します）と、大阪大学文化会（以下、「乙」と称します）との間においてのみ有効です。

第2条 本契約に則り、乙は『座標』に広告を載せる義務を負います。また、乙は『座標』を甲に渡す義務を負います。

(広告料とその支払い)

第3条 広告料は左記の通りとします。

第4条 広告料の支払いは、甲の出した広告を掲載した『座標』を乙が甲に渡した時に行われることとします。ただし、請求書などに支払い時期が記されている場合は、それに従うこととします。

(広告の内容とその取り扱い)

第5条 広告の内容については、乙は甲の指示通りに作成する義務を負います。ただし、広告の内容を乙に一任した場合を例外として、甲は異議を唱えられないこととします。また、広告の著作権は甲に帰属します。

第6条 広告の『座標』内における掲載位置は、原則として乙に一任するものとします。

第7条 広告として版下を受領した場合には、甲の申し出がない限り返却いたしません。また、版下の傷や汚れなどについては、郵送中の事故に関する限り乙は責任を負いません。ただし、甲から乙に郵送する際の事故については、乙が版下を受領してから一週間以内にその事故の内容について甲に通知するものとします。

第8条 印刷の内容については、明白な誤りがない限り甲は異議を唱えられないものとします。

(裁判の管轄など)

第9条 甲、乙ともに信義に則り誠実に本契約を履行する義務を負います。

第10条 本契約に掲載されていない事項など、本契約に関して問題が起こった場合は、甲と乙は話し合いにより誠実に解決する義務を負います。ただし、話し合いにより解決されない場合は、以下の条文に従うこととします。

第11条 本契約に関して法律上の争訟が起こった場合は、大阪簡易裁判所を第一審の管轄裁判所とします。